

安曇野市ジェンダー平等推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、安曇野市ジェンダー平等推進ネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし合い、共に生きるジェンダー平等社会の実現を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

2 本会へ加入については、会員登録申込書（様式1）を会長宛に提出し、正副会長の承認と会費の納入をもって加入とする。

(会費)

第4条 会費は年額500円とする。団体については、団体に所属している人数×500円とする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジェンダー平等実現のための講座等事業の実施
- (2) ジェンダー平等に関する学習会、研修会の開催、参加
- (3) 安曇野市及び各種団体活動への参画、交流、懇談
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 団体の事業について、予算が必要な場合には、事業計画書（様式2）を期限までに提出し、正副会長会の承認を得るものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人（内1人は運営委員長、1人は会計、1人は庶務を兼ねる）
- (3) 運営委員 14人以内
- (4) 監事 2人

2 前項の役員は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長、副会長は本会事業の企画、立案をする。
- 4 運営委員は、本会の事業の企画、運営にあたる。
- 5 会計は、本会の会計を行う。
- 6 庶務は、本会の事務を行う。
- 7 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員手当)

第9条 次の役員には、会長 5,000 円、副会長 3,000 円、運営委員 1,000 円を上限とし、手当を支払うことができる。

- 2 前項の手当は、会費から支払うものとする。

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集して開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会員の1/3以上の出席をもって開催する。なお、総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席したものとする。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項

(会議)

第11条 本会の会議は、正副会長会、運営委員会とし、必要に応じて会長が招集する。

- 2 正副会長会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会、運営委員会に付すべき事項に関する事
 - (2) 総会において決議した事項の企画、立案、運営に関する事
 - (3) その他会長が必要と認めた事項に関する事
- 3 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 4 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関する事
 - (2) 総会において決議した事項の企画、運営に関する事

- (3) 役員を選出にすること
- (4) その他会長が必要と認めた事項にすること

(議長)

第12条 総会の議長は出席会員より選出する。

- 2 正副会長会の議長は、会長が務める。
- 3 運営委員会の議長は、運営委員長が務める。

(議決)

第13条 総会及び運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席したものとし、委任状を提出した総会の議決を承認したものとする。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務局及び所在地は、安曇野市役所本庁内（安曇野市豊科6000番地）に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成18年8月9日から施行する。

(一部改正)

平成19年2月1日から施行する。

平成20年2月26日から施行する。

平成20年4月18日から施行する。

平成23年4月22日から施行する。

平成26年2月21日から施行する。

平成30年4月20日から施行する。

平成31年4月23日から施行する。

令和3年4月20日から施行する。

令和5年4月25日から施行する。

(様式1)

会員登録（個人・団体）申込書

令和 年 月 日

(安曇野市ジェンダー平等ネットワーク) 会長 様

は、規約を了承の上、次のとおり申し込みます。

住所：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

※団体の場合は、上記に代表者の住所、氏名等を記入のうえ、規約及び会員名簿を添えて提出してください

(様式2)

令和 年度 () 事業計画書

令和 年 月 日

(安曇野市ジェンダー平等ネットワーク) 会長様

団体名 _____

代表者 _____

連絡先 _____

下記のとおり、令和 年度の () 事業計画書を提出します。

事業名		
開催日時 (期間)		
事業概要		
事業費内訳	項目	金額
補助申請額	円	
その他		

正副会長会協議結果	付記事項等
可 ・ 否	